

第7章

日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総 則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、基本法、本部条例に定めるところによるほか、第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあたっては、第3章第2節6「職員の動員計画」に基づいて参集するほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

札幌管区気象台、釧路地方気象台が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は、第3章第3節「気象業務に関する計画」、第5章第1節から第3節に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。被災状況の把握については、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところによる。

(3) 二次災害の防止

ア 町及び道は、地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

イ 道は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、町へ指示するものとする。

ウ 町及び道、第一管区海上保安本部等は、津波に伴う物資等の散乱・漂流による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

エ 二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

救助・医療活動にあたっては、第5章第10節「救助救出計画」、消火活動にあたっては、第6章第5節第7「地震火災等対策計画」に定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量については、主な品目別に確認し、その不足分を北海道に供給要請する。

このほか、物資調達については、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に準ずる。

(6) 輸送活動

輸送活動については、第5章第16節「輸送計画」に定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第5章第12節「防疫計画」及び第13節「清掃計画」に定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによる。

イ 町は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。要請については、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を北海道に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 自衛隊の災害派遣については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる派遣依頼計画により、派遣依頼をするものとする。

(3) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受け入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する

事項

1 津波からの防護

町又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

(3) 町及び道等は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

(4) 町及び道は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第6章第4節第10「津波災害予防計画」に準ずる。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、第6章第4節10「津波災害予防計画」及び第6章第5節2「地震、津波情報の伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。

(1) 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。

- (2) 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- (3) 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- (4) 第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）、町及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。
この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- (5) 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。
- (6) 町及び道は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。

3 地域住民等の避難行動

町は、道等と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

また、地震発生後、津波警報が発表された場合、町長は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難指示等を行う。

(1) 避難対象地区の指定

町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

(2) 避難の確保

ア 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針を示し、町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

(ア) 地区の範囲

(イ) 想定される危険の範囲

(ウ) 避難場所及び海域

(エ) 避難場所に至る経路

(オ) 避難指示の伝達方法

(カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

(キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

イ 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

音調津（モイケシ・ルベシベツ・タニイソ・ビタタヌンケ地区を含む。）、美幌（女子別を含む）、フンベ、山フンベ、中広尾、上浜、入舟町、会所、防人、緑町、朝日、5丁目から13丁目、並木町、野塚（新生地区の一部）、十勝港及び音調津漁港並びに町内海岸線全域。

なお、高齢者、乳幼児、障がい者等、要配慮者の使用する避難所については、要配慮者に配慮した施設に整備するものとする。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

ウ 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。

エ 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

オ 避難対象地区の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法

等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

カ 避難のための指示

(ア) 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送された時も、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

(ウ) 避難指示は、災害の状況に及び地域の実情に応じ、防災行政無線機（戸別受信機を含む。）、北海道防止情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

キ 避難指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記カにより適切に避難指示を行うものとする。

（参考：「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」【北海道作成】）

(ア) 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

(イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

(ウ) 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

ク 避難場所の指定

(ア) 町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

(イ) 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

ケ 避難場所の維持・運営

- (ア) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (イ) 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。
- (ウ) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

(3) 避難所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
- イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 北海道に対し北海道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置

(4) 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ア 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ウ 海溝型地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(5) 避難誘導等

ア 地域の自主防災組織等は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

イ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

ウ 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、緊急避難場所等を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

エ 町及び道は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

オ 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(6) 意識の普及啓発等

町及び道は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

4 消防機関等の活動

町は、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

なお、上に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

(3) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

6 交通対策

(1) 道路

ア 町、北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 冬期においては、緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

(2) 海上

第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

7 町自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、庁舎や学校等の施設学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者に対し伝達する。なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

- a 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
- (イ) 入場者等の避難のための措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 飲料水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- (イ) 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置
 - a 学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - b 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - c 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 本部が置かれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイに掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所又は

応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 迅速な救助

- (1) 町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化

- (1) 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難場所・避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 避難場所の整備

安全な避難場所の確保のため、維持補修に努める。

3 避難経路の整備

避難場所等への安全な移動が確保できる避難経路の整備を行う。また、維持補修に努める。

4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

町は、拠点施設、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

町は、緊急輸送道路等の整備を行うものとする。

6 通信施設の整備・更新

町その他防災関係機関は第5章第1節から第3節に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備・更新するものとする。

- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

第6節 防災訓練計画

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町、道及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、北海道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 動員訓練及び本部運営訓練
 - イ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - ウ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 町における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (7) 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- (8) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。また、町、道及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

とする。

このほか、防災訓練の実施については、第4章第2節第4「学校における津波防災訓練の実施等」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

- (1) 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- (2) 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - イ 地震・津波に関する一般的な知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - エ 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として取り組む必要のある課題
 - キ 後発地震への注意を促す情報の内容に基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育・広報

- (1) 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、道は、町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。
- (2) 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - イ 地震・津波に関する一般的な知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海

溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手の方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間程度分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(3) 町及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(4) 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

(1) 過去の地震及び津波災害の実態

(2) 地震や津波の発生のしくみと危険性

(3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え

(4) 地球における地震・津波防災の取組等

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

町、道は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町、道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町及び道は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、そ

の旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第6章第4節第1「町民の心構え」及び同第3「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に準ずる。

第8節 地震防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

1 住民の防災対策

- (1) 町民は、家庭又は職場等において、個人または共同で、人民の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 町民は平時より地震・津波に対する備えを心掛け、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- (3) 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第6章第4節「町民の心構え」に定めるところによる。

2 自主防災組織の育成等

- (1) 町民は、地域の自主防止組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- (3) 町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- (4) このほか、自主防災組織の育成等については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業が果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基

づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。

- (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災対策の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防

災対応に関する事項

日本海溝・千島海沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、市町村への伝達のほか、次の事項にも配慮する。

ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

(2) 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第2節1「組織」に準ずる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接な関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

町は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、道と協力し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃から地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第10節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う地区ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は、次のとおりとする。

津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急に実施されるべき事業の種類	目標	達成時期
おしらべつ 音調津地区	避難路その他避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和8年度～ 令和9年度